道路整備に必要な予算確保に関する意見書

道路は、人々の生活を支える基礎的な社会資本です。

地域間の交流・連携、地域産業の発展を図るうえで、必要不可欠な社会基盤です。

本市では、九州縦貫道と九州横断道が交差する鳥栖ジャンクションに隣接 した交通の要衝であるにもかかわらず、道路整備が立ち遅れており、地域活 力の向上・地方創生をさらに進めていくためにも、道路ネットワーク整備を 着実に進めることが必要です。

そのための道路事業予算は十分に確保されているとは言えない状況です。また、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、

「道路財特法」という。)の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率が嵩上げされていますが、この嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっています。

このままでは、道路整備に必要な予算が確保できず、本市においては、安全・安心の確保や地域づくりに多大なる影響を及ぼし、活力の低下を招きかねません。

国におかれては、道路整備に必要な予算の確保に関する次の事項の実施について強く求めます。

- 1. 地方が必要とする道路整備予算を安定的に確保すること。
- 2. 道路財特法による補助率の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年9月29日

福岡県小郡市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 国土交通大臣